

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令  
水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）第四条第二項の規定に基づき、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令を次のように定めること。

### （耐圧に関する基準）

**第一条 給水装置（最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。**

一 給水装置（次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具並びに第三号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路を除く。）は、国土交通大臣が定める耐圧に関する試験（以下「耐圧性能試験」という。）により一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

二 加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具（次に掲げる要件を満たす給水用具に設置されているものに限る。）は、耐圧性能試験により当該加圧装置の最大吐出圧力の静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

イ 当該加圧装置を内蔵するものであること。

ロ 減圧弁が設置されているものであること。

ハ 口の減圧弁の下流側に当該加圧装置が設置されているものであること。

二 当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具について口の減圧弁を通さない水との接続がない構造のものであること。

三 熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路（次に掲げる要件を満たすものに限る。）については、接合箇所（溶接によるものを除く。）を有せず、耐圧性能試験により一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

イ 当該熱交換器が給湯及び浴槽内の水等の加熱に兼用する構造のものであること。

ロ 当該熱交換器の構造として給湯用の水路と浴槽内の水等の加熱用の水路が接触するものであること。

四 パッキンを水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、第一号に掲げられる性能を有するとともに、耐圧性能試験により二〇キロパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

給水装置の接合箇所は、水圧に対する充分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならぬ。

**第二条 飲用に供する水を供給する給水装置は、国土交通大臣及び環境大臣が定める浸出に関する試験（以下「浸出性能試験」という。）により供試品（浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料（金属以外のものに限る。）をいう。）について浸出させたとき、その浸出液は、別表第一の上欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあっては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。**

2 給水装置は、末端部が行き止まりとなつていること等により水が停滞する構造であつてはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあっては、この限りでない。

3 給水装置は、末端部が行き止まりとなつては、水受け容器の越流面の上方一五〇ミリメートル以上の位置に設置されていること。

イ 減圧式逆流防止器は、国土交通大臣が定める逆流防止に関する試験（以下「逆流防止性能試験」という。）により三キロパスカル及び一・五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、国土交通大臣が定める負圧破壊に関する試験（以下「負圧破壊性能試験」という。）により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が三ミリメートルを超えないこと。

ロ 逆止弁（減圧式逆流防止器を除く。）及び逆流防止装置を内部に備えた給水用具（ハにおいて「逆流防止給水用具」という。）は、逆流防止性能試験により三キロパスカル及び一・五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

五 用具にあっては、自動閉止（）をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が一・五メガパスカル以下の性能を有するものでなければならぬ。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置することにより適切な水撃防止のための設置が講じられているものにあっては、この限りでない。

六 防食に関する基準

酸又はアルカリによって侵食されるおそろの場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食のための措置が講じられているものでなければならぬ。

七 防食に関する基準

酸又はアルカリによって侵食されるおそろの場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食のための措置が講じられているものでなければならぬ。

八 逆流防止給水用具の区分

（1）減圧弁

（2）当該逆流防止装置の流出側に止水機構が設けられておらず、かつ、大気に開口されている逆流防止給水用具（（3）及び（4）に規定するものを除く。）

（3）浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがま（（4）に規定するものを除く。）

（4）浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがま（（4）に規定するものを除く。）

逆流防止給水用具の区分	読み替える字句	読み替える字句
（1）減圧弁	一・ガ・パスメ	当該減圧弁
（2）当該逆流防止装置の流出側に止水機構が設けられておらず、かつ、大気に開口されている逆流防止給水用具（（3）及び（4）に規定するものを除く。）	一・ガ・パスメ	当該減圧弁
（3）浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがま（（4）に規定するものを除く。）	三・キロ・パスカル	一・五メガ・パスカル
（4）浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがま（（4）に規定するものを除く。）	一・五メガ・パスカル	三・キロ・パスカル

2  
二 バキュームブレーカは、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、バキュームブレーカに接続した透明管内の水位の上昇が七五ミリメートルを超えないこと。  
本負圧破壊装置を内部に備えた給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が、バキュームブレーカを内部に備えた給水用具にあつては逆流防止機能が働く位置から水受け部の水面までの垂直距離の二分の一、バキュームブレーカ以外の負圧破壊装置を内部に備えた給水用具については吸気口に接続している管と流入管の接続部分の最下端又は吸気口の最下端のうちいずれか低い点から水面までの垂直距離の二分の一を超えないこと。  
水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、吐水口から水を引き込まないこと。

二 吐水口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。

イ 呼び径が二五ミリメートル以下のものにあつては、別表第二の上欄に掲げる呼び径の区分に応じ、同表中欄に掲げる近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

ロ 呼び径が二五ミリメートルを超えるものにあつては、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されること。

事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、前項第二号に規定する垂直距離及び水平距離を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流の防止のための措置が講じられているものでなければならない。(耐寒に関する基準)

第六条 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている

二 バキュームブレーカは、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、バキュームブレーカに接続した透明管内の水位の上昇が七五ミリメートルを超えないこと。  
本負圧破壊装置を内部に備えた給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が、バキュームブレーカを内部に備えた給水用具にあつては逆流防止機能が働く位置から水受け部の水面までの垂直距離の二分の一、バキュームブレーカ以外の負圧破壊装置を内部に備えた給水用具については吸気口に接続している管と流入管の接続部分の最下端又は吸気口の最下端のうちいずれか低い点から水面までの垂直距離の二分の一を超えないこと。  
水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、吐水口から水を引き込まないこと。

基準

力

压

二  
三 給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁(給水用具の内部に備え付けられているものを除く。以下「弁類」という。)にあつては、国土交通大臣が定める耐久に関する試験(以下「耐久性能試験」という。)により十萬回の開閉操作を繰り返し、かつ、国土交通大臣が定める耐寒に関する試験(以下「耐寒性能試験」という。)により零下二〇度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあつては、耐寒性能試験により零下二〇度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る第一条第一項に規定する性能、第三条に規定する性能及び前条第一項第一号に規定する性能を有するものでなければならない。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

(耐久に関する基準)

四  
四 第七条 弁類(前条本文に規定するものを除く。)は、耐久性能試験により十萬回の開閉操作を繰り返した後、当該給水装置に係る第一条第一項に規定する性能、第三条に規定する性能及び第五条第一項第一号に規定する性能を有するものでなければならない。

(経過措置)

五  
五 この省令は、平成九年十月一日から施行する。

六  
六 第二条 平成十七年三月三十一日までの間、この省令による改正後の別表第一有機物(全有機炭素(TOC)の量)の項中「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」とあるのは、「有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)」と、同項の中欄中「〇・五mg/g」とあるのは、「一・〇mg/g」と、同項の下欄中「五mg/g」とあるのは、「一〇mg/g」とする。

(経過措置)

七  
七 第三条 パッキンを除く主要部品の材料としてゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準については、当分の間、この省令による改正後の別表第一フェノール類の項中「〇・〇〇五mg/g」とあるのは「〇・〇〇一mg/g」とする。

(経過措置)

八  
八 第四条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであつて、この省令による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第二条第一項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまで、この規定を適用しない。

(経過措置)

九  
九 第五条 第二条第一項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまで、この規定を適用しない。

(規定期限)

十  
十 第六条 平成二十三年一月二八日厚生労働省令第一一一号抄

(施行期日)

十一  
十一 第七条 附則(平成二一年三月六日厚生労働省令第二七号)  
(施行期日)  
十二  
十二 第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

十三  
十三 第二条 この省令の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであつて、第二条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第二条第一項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまで、この規定を適用しない。

(経過措置)

十四  
十四 第三条 附則(平成二二年二月二八日厚生労働省令第一二三号)  
(施行期日)  
十五  
十五 第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

十六  
十六 第二条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項第二号イ及び別表第二の改正規定は、平成二十五年十月一日から施行する。

(施行期日)

十七  
十七 第三条 附則(平成二六年二月二八日厚生労働省令第一五号)  
(施行期日)  
十八  
十八 第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

十九  
十九 第二条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであつて、第三条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第二条第一項に規定する基準に適合しないものについては、当該給水装置の大規模の改造のときまで、この規定を適用しない。

(経過措置)

二十  
二十 第三条 附則(平成二二年二月一七日厚生労働省令第一八号)  
(施行期日)  
二十一  
二十一 第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

二十二  
二十二 第二条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであつて、第三条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第二条第一項に規定する基準に適合しないものについては、当該給水装置の大規模の改造のときまで、この規定を適用しない。

(経過措置)

二十三  
二十三 第二条 附則(平成二二年三月二十五日厚生労働省令第三八号)  
(施行期日)  
二十四  
二十四 第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

二十五  
二十五 第二条 平成二十四年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の給水装置の構造及び

省令第六号)  
(施行期日)

二十六  
二十六 第二条 平成二十六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

二十七  
二十七 第二条 平成二十六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

二十八  
二十八 第二条 平成二十六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

二十九  
二十九 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

三十  
三十 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

三十  
三十 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

三十一  
三十一 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

三十二  
三十二 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

三十三  
三十三 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

三十四  
三十四 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

三十五  
三十五 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

三十六  
三十六 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

三十七  
三十七 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

三十八  
三十八 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

三十九  
三十九 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

四十  
四十 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

四十一  
四十一 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

四十二  
四十二 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

四十三  
四十三 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

四十四  
四十四 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

四十五  
四十五 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

四十六  
四十六 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

四十七  
四十七 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

四十八  
四十八 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

四十九  
四十九 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

五十  
五十 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

五十一  
五十一 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

五十二  
五十二 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

五十三  
五十三 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

五十四  
五十四 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

五十五  
五十五 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

五十六  
五十六 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

五十七  
五十七 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

五十八  
五十八 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

五十九  
五十九 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

六十  
六十 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

六十一  
六十一 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

六十二  
六十二 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

六十三  
六十三 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

六十四  
六十四 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

六十五  
六十五 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

六十六  
六十六 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

六十七  
六十七 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

六十八  
六十八 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

六十九  
六十九 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

七十  
七十 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

七十一  
七十一 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

七十二  
七十二 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

七十三  
七十三 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

七十四  
七十四 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

七十五  
七十五 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

七十六  
七十六 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

七十七  
七十七 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

七十八  
七十八 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

七十九  
七十九 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

八十  
八十 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

八十一  
八十一 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

八十二  
八十二 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

八十三  
八十三 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

八十四  
八十四 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

八十五  
八十五 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

八十六  
八十六 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

八十七  
八十七 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

八十八  
八十八 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

八十九  
八十九 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

九十  
九十 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

九十一  
九十一 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

九十二  
九十二 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

九十三  
九十三 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

九十四  
九十四 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

九十五  
九十五 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

九十六  
九十六 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

九十七  
九十七 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

九十八  
九十八 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

九十九  
九十九 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

一百  
一百 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

一百零一  
一百零一 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

一百零二  
一百零二 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

一百零三  
一百零三 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

一百零四  
一百零四 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

一百零五  
一百零五 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

一百零六  
一百零六 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

一百零七  
一百零七 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

一百零八  
一百零八 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

一百零九  
一百零九 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

一百一〇  
一百一〇 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

一百一一  
一百一一 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

一百一二  
一百一二 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

一百一三  
一百一三 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

一百一四  
一百一四 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

一百一五  
一百一五 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

一百一六  
一百一六 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

一百一七  
一百一七 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

一百一八  
一百一八 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

一百一九  
一百一九 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

一百二十  
一百二十 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

一百二十一  
一百二十一 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

一百二十二  
一百二十二 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)

一百二十三  
一百二十三 第二条 平成二六年一月二六日厚生労働省令第六号)  
(施行期日)



呼び径の区分	
一三ミリメートル以下	近接壁から吐水越流面から吐水までの距離の最下端まで
二〇ミリメートル以上	水平距離の垂直距離
二〇ミリメートル以上	口の中心までの口の最下端まで
二〇ミリメートル以上	近接壁から吐水越流面から吐水までの距離の最下端まで

壁からの離れが  
(3×D)ミリメートルを超える。当該距離は二〇〇ミリメートル以上とする。

垂直距離が二〇〇ミリメートル未満の場合にあつては、当該距離は二〇〇ミリメートル以上とする。

一三ミリメートル以下	近接壁から吐水越流面から吐水までの距離の最下端まで
二〇ミリメートル以上	水平距離の垂直距離
二〇ミリメートル以上	口の中心までの口の最下端まで
二〇ミリメートル以上	近接壁から吐水越流面から吐水までの距離の最下端まで

備考	1 沖槽に給水する給水装置（水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流水と吐水口の間が分離されることにより水流の逆流を防止する構造の給水用具（この表及び次表において「吐水口一体型給水用具」という。）を除く。）にあっては、この表下欄中「二五ミリメートル」とあり、又は「四〇ミリメートル」とあるのは、「五〇ミリメートル」とする。2 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）にあっては、この表下欄中「二〇〇ミリメートル」とあり、「四〇ミリメートル」とあるのは、「五〇ミリメートル」とする。
二〇ミリメートル以下	二五ミリメートル以下

別表第三

区分	近接壁の影響がない場合
近接壁の影響があつた場合	越流水面から吐水口の最下端までの垂直距離

上 (1.7×d)  
+ 5 ミリメートル以上

下 (1.7×d)  
+ 5 ミリメートル以上

壁からの離れが (5×D)ミリメートル以下のもの	壁からの離れが (1.7×d) + 5 ミリメートル以上のもの
壁からの離れが (4×D)ミリメートル以下のもの	壁からの離れが (3×d) + 5 ミリメートル以上のもの
壁からの離れが (4×D)ミリメートルを超えるもの	壁からの離れが (2×d) + 5 ミリメートル以上のもの
壁からの離れが (6×D)ミリメートルを超えるもの	壁からの離れが (5) + 5 ミリメートル以上のもの

備考

合

二面の場

近接壁が壁からの離れが  
(1.7×d)  
+ 5 ミリメートル以下のもの

壁からの離れが  
(1.7×d)  
+ 5 ミリメートル以上のもの

壁からの離れが (7×D)ミリメートル以下のもの	壁からの離れが (1.7×d) + 5 ミリメートル以上のもの
壁からの離れが (7×D)ミリメートルを超えるもの	壁からの離れが (1.7×d) + 5 ミリメートル以上のもの

上

下

備考	1 D・吐水口の内径（単位 ミリメートル） …有効開口の内径（単位 ミリメートル）
2 吐水口の断面が長方形の場合は長辺をDとする。	3 越流水面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。
4 沖槽に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）において、下欄に定める式により算定された越流水面から吐水口の最下端までの垂直距離が五〇ミリメートル未満の場合にあつては、当該距離は五〇ミリメートル以上とする。	5 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）において、下欄に定める式により算定された越流水面から吐水口の最下端までの垂直距離が五〇ミリメートル未満の場合にあつては、当該距離は五〇ミリメートル以上とする。